

令和7年度四街道ふるさとの味お届け便支援事業実施要綱

(目的)

第1条 四街道市出身で県外に居住している学生に対し、予算の範囲内において市の特産品等を詰め合わせた「四街道ふるさとの味お届け便」(以下「お届け便」という。)を送付することにより、当該学生の本市へのふるさと回帰を促し、ふるさと意識の醸成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(同法第97条に規定する大学院及び同法第108条第2項に規定する短期大学を含む。)、高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校(自動車教習所等を除く。)に在学する学生をいう。
- (2) 父母等 学生の主たる生計を維持するものをいう。

(支援対象者)

第3条 お届け便の対象となる者は、平成17年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって、現に市内に住む父母等と生計を一にしている国内かつ県外に居住している学生及び過去にお届け便の支援を受けていない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の小学校又は中学校に在籍していた者
- (2) 過去に市内に居住していた者
- (3) その他市長が認める者

(お届け便の内容)

第4条 お届け便の内容は、市の特産品等とする。

2 お届け便の送付による支援に要する経費は、市が負担するものとする。

(支援の申請)

第5条 お届け便の送付を受けようとする支援対象者又は父母等(以下「申請者」という。)は、令和7年度四街道ふるさとの味お届け便申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 学生証、在学証明書その他学生であることを証明するものの写し
- (2) 学生の健康保険の資格確認書その他父母等が生計を維持していることを証明するものの写し

2 前項の規定による申請期間は、令和7年8月1日から同年9月30日までとする。

3 お届け便の送付による支援は、支援対象者1人につき1回を限度とする。

(支援の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援の可否

を決定し、令和7年度四街道ふるさとの味お届け便支援決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定によりお届け便の送付による支援を決定したときは、その決定の日から120日以内に支援の決定を受けた支援対象者の居住地に、お届け便を送付するものとする。

（支援の決定の取消し）

第7条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正行為によりお届け便の送付による支援の決定を受けたときは、支援の決定を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により支援の決定を取り消すときは、令和7年度四街道ふるさとの味お届け便支援取消通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（支援の返還）

第8条 市長は、前条の規定により支援の決定を取り消した場合において、既に支援を受けているときは、期限を定めてお届け便に要した費用相当額の返還を命ずることができる。

- 2 前項の返還命令は、令和7年度四街道ふるさとの味お届け便支援返還命令書（様式第4号）により行うものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、お届け便の送付による支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

（失効等）

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定による支援の取消し及び第8条の規定による支援の返還については、同日後もなおその効力を有する。